

文部科学大臣

下村博文 殿

一般社団法人 国立大学協会

会長 松本 紘

改正労働契約法に関する要望

国立大学は、多種多様な分野の教員や研究者等が所属し、独創的な研究や人材育成を通じて、これまで我が国の成長発展に貢献してまいりました。

大学の教員や研究者等については、「大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律第82号）」（以下、「教員任期法」という。）が制定されており、この法律は人材の流動性を高め、競争を促していく環境を整備し、研究生産性を高めることによって、我が国の研究力を強化し、持続的成長を果たしていく上で、極めて大きな役割を果たしています。

もとより我々国立大学は、有期労働契約の濫用を抑制し、労働者の雇用の安定を図るという一般の労働契約法改正の趣旨については、十分に理解しています。一方で教員任期法の役割にもあるとおり、大学においては、活力を生むために人材、特に若手教員・研究者の流動が不可欠であること、真理の追求を目的とする大学の教育研究は短期間（5年）で成果を評価することが困難であること、また引き続き基盤的経費の削減の下で多くの研究者の雇用財源は、一定期間内に達成すべき目標を明確に設定し、必要な人材を結集する時限付きのプロジェクト研究資金で賄われており、プロジェクト研究期間終了後の継続雇用の困難さをはじめとした財政的な問題等が複合的に重なり、改正労働契約法への対応が極めて困難な状況に直面しています。

一般の企業等とは明らかに異なる大学という組織の特殊性から、法改正により、かえって労働者である教員や研究者等の雇用不安を招き、ひいては教育力・研究力の低下に繋がることを危惧しています。

今日、社会から大学への期待がこれまで以上に強く寄せられている中で、我々国立大学も一層の教育力・研究力の向上に尽力しているところです。また先般、政府において公表された教育再生実行会議の第三次提言や「日本再興戦略」等でも、この問題についての提言がなされています。

以上のことから、今後も国立大学が活力をもって発展し、我が国社会に貢献していくために、すべての有期労働契約の教員・研究者等については、改正労働契約法の無期労働契約への転換期間の延長など、大学の特性に即した弾力的な運用が可能となるよう特例措置の制定などについて御配慮いただきますようお願いいたします。